

最低制限価格（低入札調査基準価格）制度の改正について

○ダンピング受注の排除や工事の品質確保、下請け企業へのしわ寄せ防止への対応を図るため、令和4年度の入札から、最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定式を下記のとおり改正いたします。

1 最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定式について

（土木工事）

現 行	改 正 後
①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55%	①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の <u>68%</u>
①～④の合計額（1万円未満切り捨て） ただし、予定価格の75～92%の範囲	①～④の合計額（1万円未満切り捨て） ただし、予定価格の75～92%の範囲

（建築・設備工事）

現 行	改 正 後
①（直接工事費の90%）の97% ②共通仮設費の90% ③{現場管理費+（直接工事費の10%）} の90% ④一般管理費の55%	①（直接工事費の90%）の97% ②共通仮設費の90% ③{現場管理費+（直接工事費の10%）} の90% ④一般管理費の <u>68%</u>
①～④の合計額（1万円未満切り捨て） ただし、予定価格の75～92%の範囲	①～④の合計額（1万円未満切り捨て） ただし、予定価格の75～92%の範囲

○適用時期について

令和5年1月1日以降に入札公告・指名通知する案件から適用いたします。